

伊奈町
地域クラブ活動
活動方針

令和 7 年 3 月
伊奈町教育委員会

伊奈町地域クラブ活動方針

地域クラブ活動は、生徒が生涯にわたってスポーツや文化芸術に親しむ機会を確保し、心身の健全な成長を促すだけでなく、地域全体のスポーツ・文化芸術環境の充実を図ることを目的として進められるべきである。

従来の学校主体の部活動は教育課程外の活動である一方、地域クラブ活動は社会教育の一環として位置づけられ、スポーツ基本法や文化芸術基本法の観点からも重要視される。

したがって、地域移行に際しては、部活動が持つ教育的意義を継承・発展させることを前提に、地域のスポーツ・文化芸術団体や自治体、学校などの関係機関と連携し、持続可能な運営体制を構築することが求められる。その際、地域の実情に応じた柔軟な運営が不可欠であり、指導者の確保や活動場所の確保、経済的負担の分散など、具体的な課題に対応しながら進める必要がある。

また、生徒が主体的に活動に参加できるよう、学校との連携を保ちつつ、地域の多様な人材を活用し、多様なプログラム（種目）を用意することも重要である。

さらに、地域住民の理解と協力を得るために、地域クラブ活動の意義やメリットを広く周知し、地域スポーツ・文化芸術活動の活性化を図ることが求められる。これらのことから、学校と地域が協働しながら、持続可能で発展的な地域クラブ活動を推進することで、生徒のみならず地域住民にとっても豊かなスポーツ・文化芸術環境を実現することが望ましい。

1 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進

- (1) 地域クラブ活動への参加者については、希望する全ての生徒を想定する。
- (2) 地域スポーツクラブ活動や地域文化芸術活動等については、関係者の協力を得て、地域クラブ活動の運営団体・実施主体団体（以下「運営団体等」という。）が自立して行えるよう整備充実を図る。

その際、運営団体等は、スポーツ協会、競技団体、スポーツ少年団、クラブチーム、プロスポーツチーム、民間事業者、大学、文化芸術団体等に加え、多様なものを想定する。

- (3) 伊奈町立中学校の部活動地域連携・地域移行検討委員会（以下「町検討委員会」という。）などにおいて、定期的な情報共有・連絡調整を行い、関係機関が緊密に連携する体制の整備に努める必要がある。

2 指導者の確保

- (1) 指導者の確保について、生徒にとってふさわしい地域スポーツ・文化芸術を親しむ環境を整備するため、地域において、専門的な技術、知識、資質や能力を有する指導者の確保に努める。
- (2) 伊奈町教育委員会（以下「町教委」という。）は、地域クラブ活動での指導を希望する教職員等から兼職兼業の求めがあった場合、適切に審査し、その手続きを行うものとする。

3 活動について

- (1) 地域クラブ活動の運営団体等は、参加者の健康面への配慮、事故防止および体罰・ハラスメントの根絶に向けた取組を徹底することとし、町教委は、適宜、指導助言を行う。
- (2) 地域クラブ活動の運営団体等は、指導者や参加する生徒等に対して、自身の怪我等を補償する保険等に参加する。
- (3) 地域クラブ活動は、運営団体等の管理下において行われる活動であり、生徒の安全な活動が大前提となる。日ごろから、生徒と指導者が事故防止に対する意識を高めるとともに、事故を未然に防ぐための行動がとれるようにする。万が一の状況が発生した場合には、関係者が適切かつ迅速に対応する。

4 学校との連携

- (1) 地域クラブ活動と学校部活動において、指導者やその他関係者が異なる

ため、学校長、部活顧問、運営団体等の指導者及びコーディネーターが連携・調整し、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図る。

- (2) 町教委および校長は、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるように留意する。

5 今後の地域連携・地域移行の推進について

- (1) 国のガイドラインでは、休日における部活動の地域連携・地域移行について、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間と位置付けられている。

また、改革推進期間終了後において、部活動の地域連携・地域移行に向けた環境整備に係る進捗状況を評価・分析し、継続して地域のスポーツ・文化芸術環境の充実に取り組むとされている。

- (2) 町検討委員会において、今後の部活動の在り方に関する事項、部活動の適正な運営の推進に関する事項等について、協議をおこないながら、学校や地域の実態に応じた部活動の段階的な地域連携・地域移行を進める。
- (3) 当該方針については、地域クラブ活動の本格稼働及び実証事業の状況を考慮しながら、適宜見直すこととする。